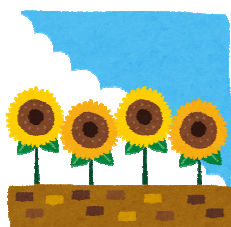


# 消費生活センターだより

2017年7月

第15号



皆さん、こんにちは！

早いもので今年ももう半年が過ぎました。消費生活センターだよりもかなり久しぶりですが、これからも町民の皆さまに消費生活に関する情報をお届けしていきますので宜しくお願いいたします。

さて、今回は『迷惑メール』についてです。

パソコンやケータイ（スマホ）を使ってメールを利用し始めたら、いつのまにか不要な広告宣伝メールや意味不明のメールが届くようになったという方が多いのではないのでしょうか。

一般的に、受け取る人の意思にかかわらず勝手に送りつけられてくるメールのことを『迷惑メール』と呼んでいます。迷惑メールの内容は以下のようなものがあります。

- 受信することに同意していないのに勝手に送りつけられてくる広告宣伝メール（←最も多い）
- 出会い系、アダルト系サイトに関するメール
- お金や情報をだまし取ろうとする詐欺目的のメール
- ウイルス感染を目的とするメール など



実際のところ、迷惑メール対策などを行っていたとしても、迷惑メール送信者は手法を次々と変えて送信してくるため、100%防ぐのは大変難しくなっています。

では、このような迷惑メールを受け取った時、どうすればよいのでしょうか。

万が一受け取っても「メールを開かない」「URL（http://～から続くアドレス）をクリックしない」「入力や返信をしない」という基本の対処方法を守り、迷惑メールからつながる第2、第3のトラブルを未然に防ぎましょう。

また、いらぬメールを拒否したり、有害な情報を最初から届かないように設定できるなどの「フィルタリング」という機能も有効です。設定方法がわからない場合は、ご利用中の携帯電話会社やインターネットプロバイダーなどへお問い合わせください。

**「ひとりで悩まずに、まずは相談を！」**

消費生活に関するご相談は下記の連絡先までお願い致します。



中標津町消費生活センター（役場生活課内）

電話 0153-73-3111（内線222）

受付時間 10:00～16:00 ※土・日・祝日はお休みです